

「文系」人間の感想

第4回安全目標に関する検討委員会
2024年12月26日@AP東京丸の内

荻野徹

議論の全体像との関係

- 一枚一枚のスライドの説明はそれなりに理解できるものの、全体を通して、だからどうした（委員会のテーマである「安全目標」とどうかかわるのか分からん）という感がある。縷々説明された「放射線防護」の最適化は、「安全目標」と無関係に立派に成り立っているように聞こえる。では、何のための説明だったのか。
- いずれ、この委員会の成果物として、何らかの「安全目標」なるものが出来る上として、非原子力系の委員が、一般公衆に対し anecdotal な説明ができる程度に議論が「こなれて」いないと、一般公衆に響く議論とは言えないのではないか。

専門家との付き合い方

- 過去三回のご報告（確率論的リスク評価、安全目標、放射線防護）から、原発のリスクを定量的に表現する手法が着実に進化しているものと拝察。その上で、、、
- （自然科学系の）「専門家」の見解について、世間の側は、その専門性を尊重しつつ、どう付き合えばよいのか。

たとえば、

法学的発想—科学技術に関する裁判所の審理の在り方

（例） H4.10.29.最高裁判決（伊方訴訟）

リスクコミュニケーション

（例） 食品安全委員会

(参考)

- H4.10.29最高裁判決（伊方訴訟）

原子炉施設の安全性に関する審査には、原子力工学など、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要。

炉規制法は、その運用を、原子力委員会（当時）の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断に委ねるもの。

裁判所は、具体的な判断基準に不合理な点はないか、判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないか、について審査

- 食品安全委員会の「用語集」から (<https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>)

リスクアナリシスの全過程において、リスクやリスクに関連する要因などについて、一般市民（消費者、消費者団体）、行政（リスク管理機関、リスク評価機関）、メディア、事業者（一次生産者、製造業者、流通業者、業界団体など）、専門家（研究者、研究・教育機関、医療機関など）といった関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。

リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築し、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。

リスクコミュニケーションの目的は、「対話・共考・協働」(engagement)の活動であり、説得ではない。これは、国民が、ものごとの決定に関係者として関わるべきという考えによるものである。

エキスパート・ジャッジと社会通念

- 自然科学系の論者は、「社会通念」の介在を一切拒否する（「決めの問題」とされるものもあるが、それらはすべて「エキスパートジャッジ」であるとする）がごときだが、実は「社会通念」による判断が潜んでいるのではないか。たとえば
 - 米国の、急性死亡リスクに関する目標値の「他の事故による死亡リスクの0.1%を超えない」というときの、「他の事故」と対比するという判断、「0.1%」という数値の選択
 - ヒューマンリスクに係る確率値について、「経験の深い専門家により主観的判断を含めて策定された手順で決定」という判断
 - 「PRAの「欠け」を埋めることは、安全確保の「欠け」を能動的に探索する手段になりうる」という言明
- 社会的な議論／合意形成に開かれている部分があるのでは？

数値について

- 結局のところ、社会的に意味を持つのは、（どのように導出されたにせよ、結論としての）「死亡リスク」や、「リスク拘束値」といった数値であろう。そうすると、、、
- それらの数値の「社会的な意味」を、専門家自らはどう考えているのか。また、専門家は、一般公衆に、果たして／いかにして、理解してもらおうとしているのか。

リステイトメント？

- （高原報告 p 19 など）ICRPの勧告は、国（や事業者）に対し、何らかの措置を取ることを求めるもので、措置の主体や、手続、考慮事項といった、防護の方法論に焦点を置いた「書き方」となっている。
- このほか、安全目標に関するご説明も、議論の経緯を追った、「教科書的な説明」となっている。
- 他方、ここで（安全目標として）議論しているのは、（線量とか、健康被害の確率とかいった）数値（水準）であり、どうしてそういう数値が出てきたか、と言う数値導出の論理構造に焦点を置いた論述として、編集し直すことはできないか。

理論パッケージと思考経済

- (たとえば) ICRPによる放射線防護の体系は、価値・基本勧告・個別の勧告という階層構造が、ひとつの完成形(パッケージ)として提示されている。
- その論理構成(結論導出に至る個々のパーツ)について、何処まで「詰める」べきか。十分に詰めないと、それを採用してよいかどうか、判断できないのではないか。
- あるいは、そのような「無駄詰め」は、議論を発散させるだけのもの(参照、付録1「議論のための議論の例」)、思考経済の観点から、結論だけを「利用」すると割り切るべきものか？

(補足1) 議論のための議論の例

- (高原報告p9)最下層(4段目)が「最適化の要件」なのは、なぜか。階層をなすという以上、上下関係(憲法と法律のような、委任ないし拘束の関係)があるのではないか。上記規範(法令)の法意として、「最適化」を読み取れるのか。法令の下位は、普通であれば、(単なる)具体的な(線量等の)基準という言い方になるのではないか。
- (高原報告p10)放射線防護の体系における「価値」は、なぜこの四つか。どれかを除き、あるいは、何かを加える余地はないのか。この体系に基づいた基準を受け入れるためには、この価値観に「帰依」しなければならないのか。
- (高原報告p11)被ばくの状態の区分を現わす日本語(訳語)が分かりにくい。計画被ばく状況が平時ないし原則で、他の二つが事故時ないし例外(これを事故直後と、平時への回復過程とに二分)という理解でよいか。
- その上で、計画被ばく状況における潜在被ばくに係る「数値」と、事故時の被ばくに係る「数値」に連関はあるか。(潜在被ばくにおけるリスク拘束値というのは、事故時における一定の被ばくを織り込んだものなのか)
- (高原報告p20)「正当化は放射線防護の範囲をはるかに超える」ので「正当化は正味便益がプラスであることが必要である、とだけ勧告する」(つまり、正当化の全体像は述べないと言いつつ)、正当化原則を放射線防護の3原則と掲げるのはなぜか。

(補足2)

日本の法学的発想（「基準」についての考え方、受け止め方）との関係

- 英国のBSL(基本安全限度)／BSO(基本安全目標)や、介入要求レベル／介入不要レベルと、日本の規制基準(許可基準、技術基準、保安基準等の要求するレベル)との関係如何
- ALARAやALARPと、日本の規制基準(同上)との関係如何

(参考) 事業者による活動が基準を上回る(より良い)ことを法規制に取り込む(と考えられる)例

日本が、米国制度に倣って導入した新検査制度(炉規制法第61条の2の2、2020.4.1.運用開始)では、原子力規制委員会の検査は、事業者が義務的に行う保安活動等について行うが(第1項)、その「総合的な評価」(第7項)においては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が講じた保安活動等を検証し、これらについて改善が図られているかどうかについても勘案して行い(第8項)、また(爾後の)検査もその評価結果を勘案して行う(第2項)とされている。